

議員から議長に

発言取り消しを求める要望書を提出

9月定例会開会中の9月20日に竹田和雄議員ほか6人の議員から、議長に要望書が提出されました。

要望書 (要約)

1 洪谷俊和議員の一般質問について、必要に応じ訂正や謝罪をさせるべきと考えるので、この件について、本会議並びに議員協議会で議論するよう要望書が提出されました。

1 洪谷議員は一般質問の中で、15年前に起きた入札妨害問題を取り上げ、「議長室で云々」という発言をした。この発言は本件が当時の裁判で、すでに結審しているものであり、発言は極めて不謹慎なものなので、本会議で本人より発言を取り下げさせ、会議録から削除すべきである。

2 神林議員の一般質問で「姉妹都市レクサント市への出張を観光旅行と称して町内にチラシが配布されている。再度このようなチラシが配られたことは、まことに遺憾である。」と発言があった。本件は6月定例会で充分説明され、既に解決済みの案件であるにも拘らずその後のチラシで事実とそぐわない情報を流すことは、議会並びに議会の審議を愚弄するものである。

3 同議員のチラシは個人の誹謗中傷、役員職員の批判、過去の議会決定事項に対する冒流行為と思われる内容である。現役議員がこのような間違った情報を町民に流すこと、更には、広報特別委員会のメンバーでもある同議員が「議会だより」とかけ離れた情報を流す事は、町民を惑わすばかりか、町政をも著しく妨害するものである。

議員協議会

議長は9月21日に議員協議会を招集し、この要望書の件について議論しました。要望書の内容のとおり、洪谷議員に一般質問の発言の一部を自ら取り消すよう求めましたが、洪谷議員は、発言内容は正当なもので取り消すつもりはないと反論しました。

本会議

9月21日、本会議冒頭に宮司議員から、9月14日の洪谷議員の一般質問の発言取り消しを要求する動議が提出され、採決の結果、議題となりました。(2ページ参照)

動議提出理由 (要約)

・洪谷議員は一般質問の中で、15年前に起きた入札妨害事件を取り上げ、「議長室で云々」という発言をした。
・議長室であたかも議員が関与し、議会ぐるみではないかとの懸念を抱かせる発言内容である。
・この事件は当時の裁判で結審しており、本会議で発言することそのものに問題がある。
・本件に関する一連の発言を議長権限において会議録から削除すべき。

直ちに議事録精査を行い、議長は当該部分の取り消しを命じ、会議録から削除することにしました。

議長から議員 への要望 (要約)

・定例会終了後、議会報告会や、ピラなどの文書で報告する議員もいると思う。
・不特定多数の人にピラを配布したり、話をしたりするときは、虚偽の事実や、誤解を招くような表現・発言がないよう十分に配慮願いたい。
・議会広報と異なる内容を発信することは、議会の品位を汚し、町民の議会に対する信頼を損なう行為であり、議会として決して見過ごすことはできない。

・当別町議会の議員であることを自覚し、十分な調査と確認のうえ、配布・発言されることを重ねて要望する。